

葛城市立学童保育所出欠等管理システム導入

及び

運用保守業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和8年4月

子育て支援課

1. 業務概要

市内の学童保育所等へ出欠等管理システムを導入し、出欠連絡等の簡素化を実現することで学童保育所を利用する保護者の負担軽減を図り、学童保育所の質の向上の他、学童保育所に従事する支援員の業務負担軽減等を目的に実施する。

本公募型プロポーザルにおいては、「入退室管理機能」の導入は必要としない。

ただし、保護者の送迎が不要となった場合など、本市の施策状況の変化により、将来的に入退室管理機能を導入する可能性があるため、顔認証機能または二次元バーコードの読み取り等による本機能の導入対応（機能の拡張）が可能であることを参加条件とする。なお、この場合の導入対応については、本市と協議の上、変更契約等により導入を決定とする。

また、本事業は子ども・子育て支援交付金（放課後児童クラブ等における ICT 化推進事業）の交付対象事業（ランニングコストは除く。）であることに留意すること。

2. 予定価格（見積限度額）

5,720,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

年度	金額（消費税及び地方消費税を含む。）
令和 8 年度	(1) システム導入に係る経費 1,430,000 円
	(2) 運用保守等に係る経費 501,000 円
令和 9 年度	858,000 円
令和 10 年度	858,000 円
令和 11 年度	858,000 円
令和 12 年度	858,000 円
令和 13 年度	357,000 円

【注意事項】

- (1) システム導入に係る経費は、令和 8 年度中に支払うものとする。
- (2) 運用保守等に係る経費は毎年度当初予算に計上予定であるが、本業務委託の価格についての評価は、期間内の保守業務を含めた全体の費用を対象とする。
- (3) 上記金額は、契約金額の上限額であり、この金額での契約を保証するものではない。

3. 履行期間

契約締結日から令和 13 年 8 月 31 日まで

(1) システム導入期間

契約締結日から令和 8 年 8 月 31 日まで

(2) システム稼働期間

令和 8 年 9 月 1 日から令和 13 年 8 月 31 日まで

4. 参加資格要件

プロポーザルに参加する者は、本事業の目的を理解し、本事業に関する実績と能力がある企業で、参加資格審査申請日から本契約締結日までの間において、次に掲げる項目をすべて満たす者であること。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続き開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続き開始の決定を受けた者については、更生手続き開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- ③ 事故発生時など、緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されていること。
- ④ 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領又は葛城市物品購入等の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。また、一般競争入札参加申請書の提出期限から入札執行の日までの期間に指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 過去 5 年以内に、事業主が労働基準法等に違反し、処分を受けたことがないこと。
- ⑥ 国税及び地方税を滞納していない者。
- ⑦ 葛城市建設工事等暴力団排除措置要綱（平成 24 年葛城市告示第 125 号）別表に掲げる措置要件の 1 から 5 までのいずれかに該当する者でないこと。
- ⑧ 過去 5 年間に同種事業の契約実績があること。ただし、複数年契約で履行を継続しているものについては、満 1 年を経過していること。
- ⑨ その他本実施要領及び仕様書記載の要件を満たしていること。法令等により許認可が必要な場合はその許認可を受けていること。

5. プロポーザル実施日程

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| (1) 実施の公告 | 令和 8 年 4 月 6 日 |
| (2) 参加申請書等提出期限 | 令和 8 年 4 月 20 日 16 時まで |
| (3) 仕様書等に係る質疑期限 | 令和 8 年 4 月 20 日 16 時まで |
| (4) 仕様書等に係る質疑回答 | 令和 8 年 4 月 24 日 |
| (5) 参加申請の結果通知（1 次審査） | 令和 8 年 4 月 24 日 までに通知する |
| (6) 提案書等提出期間 | 令和 8 年 5 月 13 日 16 時まで |
| (7) プレゼンテーション審査（2 次審査） | 令和 8 年 5 月 25 日（予定） |
| (8) 審査結果通知 | 令和 8 年 5 月 29 日（予定） |

6. 参加申請（1次審査）

次の提出書類について、書類審査を行う。

（1）提出書類

令和8・9年度葛城市建設工事等入札参加資格審査申請を提出済の場合は⑤～⑧の書類は省略可能である。

- ① 参加申請書（様式第1号）
- ② 誓約書 兼 同意書（様式第2号）
- ③ 同種事業の契約実績に関する書面（様式第3号）※別途添付書類必要
- ④ 機能要件一覧（別紙2）

【参加資格審査に関する資料⑤～⑧】

- ⑤ 商業登記簿謄本（写し）又は履歴事項全部証明書（写し）…管轄の法務局で発行
- ⑥ 印鑑証明書（写し）…法務局で発行
- ⑦ 事業者概要（任意様式）
- ⑧ 納税関係書類（発行から3ヶ月以内のもの）

すべての税目について未納又は滞納がない旨の証明書

【A：市内本店業者及び市内に営業所等のある業者】

⇒市税・県税・国税（消費税及び地方消費税を含む。）

【B：県内業者及び県内に委任を受けた支店・営業所等のある県外本店業者】

⇒県税・国税（消費税及び地方消費税を含む。）

【C：県外業者】

⇒国税（消費税及び地方消費税を含む。）

※代表者が市内在住の場合は、代表者個人にかかる市税についても納税証明書が必要です。

※市税の納税証明書は必ず原本（写し不可）を添付してください。

※国税は、所轄税務署発行の納税証明書（様式その3の2[申告所得税]又はその3の3[法人税]）を添付してください。（指定様式以外の証明書不可）

（2）提出期限 令和8年4月20日（月）16時（必着）

（3）提出方法 持参もしくは郵送による

（4）提出先

〒639-2197 奈良県葛城市長尾 85 番地（當麻庁舎 2 階）

葛城市役所 こども未来創造部 子育て支援課

7. 質疑等について

本プロポーザルに関して、質疑がある場合は、質疑書（様式第4号）を下記のとおり提出してください。

（1）提出受付期間

令和8年4月6日（月）から令和8年4月20日（月）まで

(2) 提出方法

質疑書により、事務局メールアドレスに電子メールで提出してください。

提出先：kosodate@city.katsuragi.lg.jp

(3) 質疑回答

質疑回答については、取りまとめの上、令和8年4月24日（金）にすべての参加申請者に電子メールで回答いたします。

また、同日以降に市ホームページで公表します。

(4) その他

①回答については、質疑書の提出を行った者の名称等は公表いたしません。

②質疑内容によっては、回答しない場合があります。

8. 参加申請（1次審査）の結果通知

➤ 通知日 令和8年4月24日（金）までに通知する。

➤ 通知方法 電話及び郵送にて通知する。

【以降 1次審査通過者が対象】

8. プレゼンテーション審査（2次審査）

次項により提出された資料に基づくプレゼンテーション審査により審査を行う。審査内容及び審査結果に関する問い合わせ、異議申し立て等は一切受け付けない。

9. 提出資料

(1) 提案資料

- 仕様書に基づき、別紙「評価基準」に示す各審査基準に対応する提案内容を記載すること。
- 公平性を担保するため、自社名がわからないよう作成すること。
- 様式は任意とする。
- 30ページ以内とする。（表紙、中表紙及び目次は含まない。）

(2) 見積書

- 本事業実施に際し必要となる費用総額を記載すること。
- 見積書の件名は、「葛城市立学童保育所出欠等管理システム導入及び運用保守業務委託」とし、宛先は「葛城市長宛」とし、会社印等で封印の上、提出すること。
- システム導入に係る経費と運用保守等に係る経費は、その内訳を省略せず明確に記載すること。
（記載例：システム導入費用、利用料、保守料、職員研修費等）
- 様式は任意とする。

(3) 必要部数 正本1部、副本6部

(4) 提出期限と方法

- 提出期限 令和8年5月13日(水)16時まで(必着)
- 提出方法 郵送または持参による
- 提出先 〒639-2197 奈良県葛城市長尾85番地(當麻庁舎2階)
葛城市役所 こども未来創造部 子育て支援課

10. 審査方法

提案事業者による提出資料を用いたプレゼンテーションの内容に対し、審査委員が評価基準に示す項目ごとに評価し、評価点を決定する(1)プレゼンテーション審査と、(2)見積書に基づく評価点を合算した評価点により審査を行う。

(1) プレゼンテーション審査(600点)

- 実施場所 葛城市柿本166番地(新庄庁舎)4階会議室(予定)
- 実施日時 令和8年5月25日(月)予定※詳細は別途連絡します。
- 時間配分 50分(プレゼンテーション40分、質疑応答10分)
- 実施方法
 - ① 資料はプレゼンテーション開始前に本市で配布する。
 - ② 資料の追加は認めない。
 - ③ プレゼンテーションにはデモンストレーションを含むものとし、それぞれの時間配分は任意とする。
 - ④ プレゼンテーションは、提出資料をもとに行うこと。
 - ⑤ パソコン等の端末及びプロジェクター(パワーポイント等)の使用を認める。その場合、必要な機材の用意は提案者側で用意すること。ただし、スクリーン、プロジェクター、接続ケーブル(HDMI等)は本市で準備する。
 - ⑥ プレゼン終了5分前、質疑終了5分前にその旨告知する。
 - ⑦ プレゼンテーション審査は非公開で実施する。
- プレゼンテーション内容は、以下の項目を含むこと。
 - ① 提案資料の内容説明(本業務に対する基本的な考え方)
 - ② 導入実績
 - ③ デモンストレーション
 - ・システム概要、画面構成などの説明
 - ・機能説明
 - ・業務実施体制(運用支援体制等)
 - ・拡張性
 - ・保守、セキュリティ
 - ・付加的なサービス(独自提案等あれば)

➤ 特記事項

交通事情など、やむを得ない事由により指定時間までに来庁できない場合は、事務局に電話連絡をしてください。その事由を証明する書類の提出により、実施時間を変更する。

(2) 見積書に基づく審査 (100点)

「8. 提出資料 (2)」により提出された見積価格に基づき評価点を決定する。

▶ 評価点の決定方法

- ① 最低見積価格者の評価点を100点とする。
- ② その他の者は次の方法により評価点を決定する。

「評価点 = 100点 × (最低見積価格※1 / 見積価格※2)」

※1 最低見積価格：全提案者の中で最も低い見積価格

※2 見積価格：当該提案者の見積価格

1.1. 受託候補者の決定

- (1) 審査終了後、最も評価点が高い事業者を優先交渉権者として決定するものとします。なお、評価点の最も高い事業者が2者以上あるときは、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。
- (2) 決定した優先交渉権者と本市が協議し、提案資料による提案内容を基本として本事業に係る仕様を確定（協議により提案内容の一部変更をする場合があります）し、改めて見積書の提出のうえ、予算の範囲内で契約を締結する。
- (3) 優先交渉権者が契約を締結しない場合は、評価点の順位に従い、次の優先交渉権者を決定する。
- (4) いずれの業者も得点が最低基準点（420/700点）に満たない場合は、受託候補者を選定しない場合がある。

1.2. 審査結果通知

- ▶ 通知日：令和8年5月29日（金）（予定）
- ▶ 通知方法：郵送にて通知する。

1.3. 失格事項

- (1) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (3) 見積額が「2. 予定価格（見積限度額）」を超過したもの
- (4) 評価点数が基準点を満たさなかったもの
- (5) その他不正行為を行ったもの

1.4. 参加辞退

参加資格審査の提出後、参加を辞退する場合は、辞退する理由を記載した辞退届（様式は任意）を遅滞なく提出すること。

1.5. その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に要した費用はすべて、参加した事業者の負担とする。
- (2) 参加業者が1社のみとなった場合もプロポーザルを実施し、本業務にふさわしいと判断される場合は契約することがある。
- (3) 葛城市情報公開条例（平成16年葛城市条例第7号）に基づく公開請求があった場合には、本市は同条例に基づき原則公開するものとする。また本市が情報開示を行う場合は、これに協力すること。

- (4) 提案資料等について、本市が結果報告等に必要な場合は、その内容が無償で使用及び公表することができるものとする。
- (5) 提案資料等は、本プロポーザル方式による選定を行うために必要な範囲または情報公開等の際に複製を作成することがある。

1.6. 連絡先

〒639-2197 奈良県葛城市長尾 85 番地（當麻庁舎 2 階）

葛城市役所 こども未来創造部 子育て支援課

TEL: 0745-44-3623（直通）

MAIL: kosodate@city.katsuragi.lg.jp

葛城市立学童保育所出欠等管理システム導入及び運用保守業務委託に係る公募型プロポーザル 評価基準

〇プレゼンテーション審査

No	観点	各観点の評価ポイント	配点
1	情報セキュリティ対策	<ul style="list-style-type: none"> 不正アクセス対策やデータバックアップ等のセキュリティについて詳細が示され、情報を適切に管理できる内容となっているか 障害発生を未然に防止するための対策及び提案がなされているか。 数年にわたり使用するシステムであることを踏まえ、企業としてのセキュリティ対策への取り組み、姿勢は十分か。 	60
2	デザイン・操作性	<ul style="list-style-type: none"> 利用者（「保護者、放課後児童支援員及び担当課職員を言う。以下同じ。）の誰もが操作しやすいシステムとなっているか。 利用者がわかりやすい画面表示・構成になっているか。 等 	60
3	導入支援	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体等での導入経験を踏まえた具体的かつ有効な導入支援が期待できるか。 ICT機器等の知識に乏しい者にも理解しやすく、利用しやすいマニュアル等が充実しているか。 学童保育所の日常業務を理解し、システムを利用する上での問題点など、具体的な運用方法に関する提案がなされているか。 	60
4	児童情報管理機能	<ul style="list-style-type: none"> 児童情報の登録、検索、閲覧、年度更新作業等が一括登録・更新ができるなど容易であるか。 放課後児童支援員及び担当課職員の業務負担軽減に繋がる機能（データ取込み機能・出力機能が実装されている等）となっているか。 	60
5	保護者機能	<ul style="list-style-type: none"> 保護者からの出欠等の連絡が容易にでき、申請した情報の履歴や状況が確認できるか。 保護者からの連絡情報を、職員がわかりやすく確認できるか。 各施設からの情報発信が容易であり、保護者が配信内容を確認できるか。 スマートフォンを保有していない保護者への対応が準備されているか。 その他保護者の利便性向上に繋がる機能となっているか。 	60
6	業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業者内での連絡体制及び責任の所在がわかる役割分担が明確に示されているか。 本市及び保護者からの問い合わせに対応するヘルプデスク等が設置されているか。 電話または電子メール等による問い合わせに対応しているか。 	60
7	拡張性	<p>本市の要求事項以外に有効な独自機能の追加や改善など、今後の拡張性・柔軟性に期待できるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 利便性、操作性に係る定期的な機能改善（バージョンアップ等）は実施されているか。 保育の質向上、放課後児童支援員の業務負担軽減等に資すると思われる機能があるか。 	120
8	独自提案・追加提案	企業独自の新たな提案や本業務を円滑に運営するための有効な追加提案の内容が、本市にとって有益であり、かつ実現可能なものとなっているか。	120
※	合計点		600 (1)

〇見積書による評価

最低見積価格者・・・100点
それ以外者「評価点＝100点×（最低見積価格※1／見積価格※2）」

100 (2)

参加申請書

葛城市立学童保育所出欠等管理システム導入及び運用保守業務委託に係る公募型プロポーザルに参加いたしたく申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約するとともに、契約締結後において、添付資料の記載内容に疑義が生じ、同書類では参加資格を有していることが確認できないと判明した場合には、契約を解除され、違約金の請求を受けても異議を申し立てません。

令和 年 月 日

葛城市長 阿古 和彦 様

<提出者>

商号又は名称

所在地

代表者職氏名

⑩

電 話

F A X

担当者名

<添付資料>

1. 誓約書 兼 同意書 (様式第 2 号)
2. 同種事業の契約実績に関する書面 (様式 3 号)
3. 参加資格審査に関する資料 (実施要領 5 (1) の⑤~⑧)

※令和 8・9 年度葛城市建設工事等入札参加資格審査申請を提出済の場合は省略可

4. 機能要件一覧 (別紙 2)

誓約書 兼 同意書

葛城市立学童保育所出欠等管理システム導入及び運用保守業務委託に係る公告に基づく公募型プロポーザルの実施にあたり、次の事項について誓約します。

1. プロポーザル実施要領及び仕様書に定める要件をすべて満たしていること。
2. 申請書等の内容を審査するに当たり、調査等が必要なときは協力すること。
3. 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）及びその他関係法令等を遵守すること。
4. 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等労働関係諸法令を遵守すること。
5. 葛城市契約規則（平成 16 年葛城市規則第 34 号）を遵守すること。
6. 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインを遵守すること。
7. 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及びその他関係法令等を遵守すること。
8. 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）及びその他関係法令等を遵守すること。
9. 国税及び地方税を滞納していないこと。
10. 本市との契約を履行するに際し、暴力団又は暴力団員から不当な介入を受けたときは、速やかに警察に届け出るとともにその旨本市に報告すること。
11. 「公募型プロポーザル実施要領」の 4. 参加資格要件⑦に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは速やかに提出すること。

また、誓約内容確認のため、葛城市が必要に応じ関係官庁及び税務関係当局に調査及び照会することに同意いたします。

令和 年 月 日

葛城市長 阿古 和彦 様

所在地

商号又は名称

代表者

実印

質疑書

	項目番号等	質疑内容	回答
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			